

日本文化大學研究倫理規程

(目的)

第1条 日本文化大學（以下、「本学」という。）における学術研究活動が、建学精神「恩愛禮義」・「清明和敬」・「重厚中正」・「祖風繼承」の四條目に基づき、科学的及び社会的規範に照らし適切な方法で遂行され社会から信頼を確保することを目的とし、研究に従事する者すべてが遵守すべき倫理基準をここに定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究」とは、専門的・学際的・総合的に行う個人研究や、学内外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究等を言う。

2 この規程において「研究者」とは、本学の専任教職員のみならず、本学の研究活動に従事する者を指し、学生であっても研究に関わるときは「研究者」に準ずるものとする。

3 この規程において「研究費」とは、第1項の研究に従事する研究者等に本学が交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学における研究の最高管理責任者は学長とする。

2 最高管理責任者は、研究倫理の保持及び研究費の運営・管理が適正に行われるよう体制の整備を行う。

3 最高管理責任者は、研究者等倫理委員会（以下、「委員会」という。）から研究活動にかかる以下の報告を受けた時は、当該研究の遂行中止を命ずることができる。

- (1) 不正行為が生じているおそれがある場合
- (2) 不正行為が生じた場合

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者の責務を補佐するため、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、学部長とする。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者の命を受けて研究及び研究費の運営・管理が適正に行われるよう指導・監督する責務を有する。

(研究責任者)

第5条 各研究には研究責任者を置く。ただし競争的資金に基づく研究にあつては、研究代表者又は研究分担者をこれに充てる。

2 研究責任者は、以下の事項について管理監督する。

- (1) 研究倫理の遵守
- (2) 研究の適正な遂行
- (3) 研究に関わる研究者の指導監督
- (4) 研究費の管理及び執行、物品管理等
- (5) その他研究に必要と認められること

(研究者の倫理及び責務)

第6条 研究者等は研究に際し次の事項を遵守する。

- (1) 生命と個人の尊厳を重んじ、基本的人権や世界の平和、人類の福祉に反する研究を行わない。
- (2) 異なる学問分野や他の国・地域の文化、伝統、価値観、規範等の理解に努め尊重し、また、性別、人種、思想、宗教などによる差別を行わない。
- (3) 国際的に認められた規範、規約及び条約、わが国の法令、告示等及び本学の諸規程、国際的に認められた規範、規約、条約等を遵守する。
- (4) 産学官連携による受託研究、共同研究活動にあつては、利害関係が相反する事態の発生を回避するよう努める。
- (5) 共同研究者、研究協力者、研究支援者が対等な人格であることを理解しお互いに尊重する。特に大学院生、学部学生に対し、不当な取り扱いや不利益を被らせないよう十分な配慮をする。
- (6) 研究責任者は、研究活動及び研究費の取扱いに係る不正行為が起きないように指導する。
- (7) 不正な行為が行われていることを知ったときは、学内の規程に基づき対処する。
- (8) 研究成果の公表と社会への還元を積極的に行う。

(資料・情報・データ等の利用及び管理)

第7条 研究成果が再現できるよう、研究のために収集又は生成した資料・情報・データ等の滅失・漏洩・改ざん等を防ぐための適切な措置を講ずる。

- 2 研究のために収集又は生成した資料・情報・データ等を、一定期間保存・保管する。ただし、法令もしくは法令に準ずる指針又は本学の規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

(インフォームド・コンセント)

第8条 人の行動・環境・心身等に関する個人の資料・情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等についてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得るよう努める。

- 2 組織、団体等から当該の資料・情報・データ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

(個人情報保護)

第9条 プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した個人を特定できる資料・情報・データ等は、これを他に洩らしてはならない。

(機器、薬品、材料等の安全管理)

第10条 研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係法令、本学の関連規程等を遵守し、最終処理まで含め責任を持って安全管理に努める。

(研究成果公表)

第11条 研究成果を広く社会に還元するために研究倫理に則り適切な方法によって公表する。

- 2 研究成果の公表には、次の各号に留意する。

- (1) 捏造（存在しないデータの作成）
 - (2) 改ざん（データの変造、偽造）
 - (3) 盗用（他者のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用）
- 3 他者の研究成果を引用する場合は、適切な表現を心がける。不適切な引用、引用の不正確さ・不備、誇大な表現や誤解を招く表現などは、不正行為と見なされることを十分認識すること。
- 4 共同研究者や論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の公表・利用に際しては明確な同意を得る。
- 5 公表に際しては、オーサーシップや二重投稿、先行研究に十分な注意を払い、各研究組織、研究分野、学会及び学術誌等の固有の慣行やルールを十分尊重する。

（研究費の取扱基準）

第12条 研究者は、研究費等を当該研究に必要な経費のみに使用する。

- 2 研究費等の使用に関する証拠書類等を適切に管理する。
- 3 研究費等を使用するにあたり、関係法令、本学の諸規程、当該研究費等の使用規程等を遵守する。

（他者の業績評価・検証）

第13条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価・検証に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準・審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価する。

- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持する。

（利益相反への適切な対応）

第14条 研究者は、自らの研究行動に当たり、利益相反が発生しないよう、法令等、本学関係規程を遵守する。

（本学の責務）

第15条 研究者の研究倫理意識を高めるために必要な啓発活動、倫理教育を実施する。

- 2 本学は、研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応する。その際の手続き等に関しては、「日本文化大學研究活動の不正行為に関する規程」（平成28年3月1日施行）に則るものとする。
- 3 本規程の運用を実効あるものとするために、委員会を設置する。

（モニタリング及び監査）

第16条 本学は、研究費等の適正な運営・管理を徹底するため、総務部を中心としてモニタリング及び監査を実施する。

- 2 競争的資金等に係る会計書類及び管理体制の検証。
- 3 内部監査を実施すること。
- 4 本法人の監事及び公認会計士と連携すること。

(不正行為)

第17条 本学は、研究活動に関わる不正行為を防止するため必要な措置を講じる。

2 本学は、研究活動において不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

(事務)

第18条 この規程に関する事務は、総務部が取り扱う。

附 則

この規程は、令和3年7月15日に制定し、令和3年4月1日に遡及して施行する。

以上